

奈良市月ヶ瀬小中学校 いじめ防止基本方針

学校番号 445 520

学校名 奈良市月ヶ瀬小中学校

学校長 岡本 英昭

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

いじめとは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

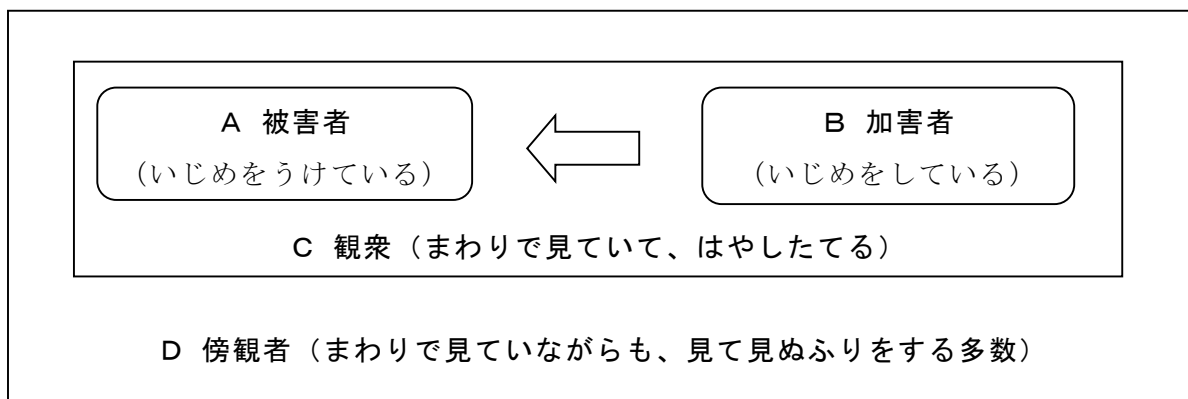
(2) いじめに対する理解について

○いじめは、どの学級にでも、どの生徒にも、いつでも起こりうる問題であることを、十分理解する。

○いじめは、人間として絶対許されないことであるという意識を徹底する。

○いじめの構造を理解し、被害者と加害者のみの関係でなく、周囲の生徒などの環境がいじめを助長することを認識する。また、被害者と加害者とは流動的であることも配慮する。

○ いじめの構造



※ AとBは流動的であり、入れ替わりが起こることも十分に考えられる。

(3) いじめの認知の考え方について

ア いじめの認知について

- いじめの認知については、特定の教職員で判断するのではなく、「いじめ問題校内検討委員会」において確認する。
- また、いじめと認知した場合やいじめが疑われる場合は迅速に教育委員会に報告し、助言を受けつつ対応する。

イ いじめの判断について

- いじめられた児童本人や周辺の状況などを確認する。
- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- いじめられていても、本人がそれを否定することもあることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

- いじめは、どの学級にでも、どの生徒にも、いつでも起こりうる問題であることを、十分認識する。
- 「いじめは人間として絶対許されないこと」であるという意識を徹底する。
- いじめの構造を理解し、被害者と加害者のみの関係でなく、周囲の生徒などの環境がいじめを助長することを認識する。また、被害者と加害者とは流動的であることも配慮する。
- いじめを積極的に認知するという意識を持ち、いじめを見抜くアンテナの感度を高く保つようにする。
- 生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に責任をもって取り組む。
- 日々の学校生活における生徒の様子や、教職員が個々の生徒について感じたこと・気づいたことを話し合うとともに、報告・連絡・相談を徹底し、情報共有に努めている。

－教職員ひとりひとりが「感度」を高めるために－

- ひとりひとりの生徒やひとつひとつの事象について、幅広く考え、見立てる力を高めることが必要である。「どうせ○○だろう」といった判断ではなく、「○○かもしれない」という感覚をもつことで、教職員の「感度」を高めることをめざす。
- **情報共有の深化**
いじめの起こる場は、学級や部活動など、学校内とは限らないだけでなく、ネット上など、他者の目が行き届きにくい場で起こることもしばしばである。そのため、生徒たちの生活の中で飛び交う情報に常に耳を傾け、共有することを日常とする。情報提供と共有という、特別な枠組みでなく、教職員の日常会話が情報共有そのもの

のであるという自覚を全教職員がもち、発せられる情報を軽んずることのないようにする。

○ 生徒「支援」の視点をもって

事象に対する「指導」（未然防止の指導も含む）という捉えでなく、生徒のところに寄り添う「支援」という捉えでの関わりを強める。小規模校の特性を活かし、教職員が生徒ひとりひとりに向き合い、寄り添う視点をもつことで、生徒自身が自分と向き合うこととなろう。また、情報発掘や情報共有の観点からも、これは大いに有効である。

関係性を高めることに関する教職員チェックポイント

- ・登校時や入室時、「おはよう」と言えば「おはよう」と返ってくる、あいさつや笑顔がありますか。
- ・授業時の説明や発問に対して、わからないことを「わかりません」と言える雰囲気がありますか。
- ・困ったときのさりげない訴えや、「隙」のある表情をみせる生徒が周りにいますか。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

小学校

(1) いじめの未然防止について

- ・毎月、職員が五つの生活目標の振り返りを行い、「子どもの生活を見つめ直す」ことで、児童の実態把握や研修を実施する。
- ・「一人一人が自己肯定感を高め、共感的な人間関係を育む」「自尊感情を育む」学級経営をする。
- ・「いじめを許さない。見過ごさない。」学級作りを推進する。
- ・算数の「3つの柱」の研究に取り組み、わかる授業の創造に努める。
- ・「命」の教育を重視し、全校朝礼で「命」についての話を計画的・継続的に行う。
- ・人権集会で人権意識の高揚をめざした取組を計画的に行う。
- ・「笑顔いっぱい」の学級作りを推進する
- ・学級通信、学級懇談会等で保護者のいじめ防止についての意識啓発を行う。
- ・保護者との連携として、アクションプランに基づいた説明を行う。
- ・心が温まる言葉が通い合う教室にする「言葉」をかけあう。
- ・「友だちのよいところ探し」や「学級のよいところ探し」をする。
- ・児童会・委員会の取り組みとして「あいさつ日本一運動」
- ・一人一人の人権目標を「人権集会」で発表しあい、学年末に振り返りを行う。

(2) いじめの早期発見について

- ・子どもとのかかわりを大切にし、わずかな SOS も見逃さない。
- ・職員間で「報・連・相」を確認し、問題の早期発見に努める。
- ・毎学期に 1 回いじめに関するアンケートや聞き取り調査を行う。
- ・学校評価アンケートのいじめ調査結果について学校説明会で懇談する。

中学校

(1) いじめの未然防止について

○ 「共感的人間関係」を基盤とする学級集団づくり

いじめ等の未然予防は、よい集団づくりが基点であるとの観点から、互いに認め合え、支え合える人間関係づくりを行う。人間関係を形成する力をいかに養うかが問われる昨今、生徒・教職員が一丸となって、いじめに向かわない学級集団・学校集団づくりに尽力する。

○ 道徳などによる学級活動

日々の道徳の授業等のなかで、いじめ問題について学習し、いじめは絶対に許されないものであるとの認識を醸成する。また、学級活動等のなかで、仲間を大切にし、いたわり、ねぎらう習慣をつけるため、生徒が自発的な声かけをしていくようにする。

○ 情報モラル教育の充実

生徒に情報モラルを身に付けさせる。そのために教職員、保護者、地域にも研修の場を設定し、正しくスマホなどの情報機器を活用できるようにする。

○ 生徒会によるボランティア活動 —アルミ缶・友愛訪問・地域清掃—

本校生徒会では、アルミ缶回収活動をはじめ、地域の高齢者を訪問し、家庭の清掃活動を行う友愛訪問、通学路や公共トイレなどの清掃を行う地域清掃を、継続的に行っている。そのようなボランティア活動について、生徒会役員を中心に、意義や価値について積極的に呼びかけ、全校の意識を高めていきたい。

(2) いじめの早期発見について

○ 気づきの共有

日々の学校生活における生徒の様子や、教職員が個々の生徒について感じたこと・気づいたことを話し合うとともに、報告・連絡・相談を徹底し、情報共有に努めている。

○ 定期的な面談やアンケートの実施

学級活動を中心に、生徒の声を聴くための面談やアンケートを実施し、実態把握に努める。また、浮き彫りになった実態については教職員での共有を図り、その都度教育相談や面談などで対応していく。

○ 校内委員会「いじめ防止対策委員会」の設置

校長・教頭・生徒指導主事・いじめ対応教員・学級担任・養護教諭が生徒の様子や学級の実態や課題、学校運営について話し合う「いじめ防止対策委員会」を校時に組み込んでいる。教育相談担当教員、学校カウンセラーとも連携を図り統一した対応にあたる。

○ 特に配慮が必要な児童生徒への対応について

発達障害を含む、障害のある児童生徒、言語や宗教等の文化的な背景を持つ児童生徒、家庭的に問題のある児童生徒など、学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うように努める。

(3) 迅速な対応について

○場面で対応する教員が、1～7の流れを行うこと。

項目	内容	チェック
1 被害者保護	①被害者保護のための教職員の動きがつくられたか。 (安全の確保、心身の状態の確認、強制的な口裏合わせの防止)	<input type="checkbox"/>
2 担当者及び全教職員への一次連絡	②情報(いじめの発生、又は問題発生の可能性)が伝えられたか。 ※一報を受けた、又発見した者→担任→学年主任→生徒指導担当(主事)→管理職→校内委員会→全教職員	<input type="checkbox"/>
3 校内委員会への連絡	③事象発生を受けて、校内委員会への連絡をしたか。 ※管理職→各委員→委員会招集の決定	<input type="checkbox"/>
4 関係児童生徒への聴き取り	④被害児童生徒、加害児童生徒、その他関係児童生徒(時に学外関係者)に個別の聴き取りをしたか。 ※担当(できるだけ複数)、聴き取る方法、聴き取る内容を明確にして聴き取りを行う。 ※必ず、「記録」をとる。	<input type="checkbox"/>
	⑤聴き取った情報の集約と事実合わせはしたか。 ※聴き取り担当者間で確認し、その後関係児童生徒を参加させて確認を行う。	<input type="checkbox"/>
5 関係児童生徒への指導	⑥加害児童生徒、被害児童生徒、その他関係児童生徒への指導を行ったか。 ※担任だけでなく、組織的に行う。	<input type="checkbox"/>
6 保護者への一次連絡	⑦全ての関係児童生徒保護者へ現段階での事象の報告をしたか。	<input type="checkbox"/>
7 市教委への一次連絡	⑧市教委【いじめ防止生徒指導課】に一次連絡をしたか。	<input type="checkbox"/>

具体的な対応マニュアル

早期発見	迅速な対応	報告・連絡・相談の徹底	一貫した姿勢
指導の流れ	留意事項		指導目標・到達点・備考
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事象発覚</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">聴き取り</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">報告</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">指導Ⅰ</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">確認</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">報告</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">指導Ⅱ</div> </div>	<p>◀ ひとりの生徒に対し、複数の教員で対応する。</p> <p>◀ 当事者のみでなく、発見者（生徒）への聴き取りも行うこと。</p> <p>◀ 聴き取り後の情報を集約し、指導方法を共通理解する。</p> <p>◀ 加害者とその保護者に対し、事実確認とともに毅然とした指導を行う。</p> <p>◀ 状況に応じて、関係機関との連携指導も行う。</p> <p>◀ 加害者への指導をふまえ、被害者とその保護者に対し、説明・報告を行う。</p> <p>◀ 指導Ⅰ・確認について、全教職員での共通理解を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>共通理解を行いながらも、保護者対応については特に、対応窓口の統一化・一本化を徹底し、ぶれのない対応を行うこと。</p> </div> <p>◀ 学級指導、全校指導を行い、全体への説明と指導を行う。</p>	<p>○ 正確な情報の把握。</p> <p>○ 被害者視点に立つこと。</p> <p>○ 時系列に沿った情報の整理。</p> <p>○ 指導担当者の確認・統一を図る。</p> <p>○ 反省・内省とともに、正しい認識を芽生えさせるとともに、今後の生活についても考える。</p> <p>○ 指導内容のみでなく、今後の対応を含めた学校の姿勢を真摯に伝える。</p>	

(4) 組織及び体制について

小学校

(1) 組織及び体制について

①校内いじめ対策推進委員会

構成員は学校長・教頭・教務主任・生徒指導担当・いじめ対応教員・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー、その他必要に応じて、外部の専門家から組織される。また、個々のいじめの未然防止・早期発見・迅速な対応に当たって関係の深い教職員などを追加するなど柔軟な組織とする。

この校内委員会は関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施するための中核となる組織として情報を共有し、共有した情報を基に対応する。

②生徒指導体制

いじめを発見、または通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに校内いじめ対策推進委員会を開く。職員研修などで、児童の実態把握をする機会を設け、情報を共有し、学校の問題として全職員で対応する。

③教育相談体制

- ・児童・保護者及び教員が抱える課題や問題を個人で抱え込むことなく、適切に相談できるように体制を整備し、いじめを訴えやすい環境をつくる。
- ・いじめや不登校など支援や連携が必要な場合には、学校長、教頭、養護教諭、生徒指導、特別支援担当、スクールカウンセラー、担任など関係者により学期に1回のケース会議を行い、組織的に対応する。

④外部機関及び地域との連携

月ヶ瀬駐在所やバンビーホーム等の方々と児童の様子について日常的に情報交換・連携を密にしておく。また、心理や福祉の専門家とも連携し組織的に対応する

⑤校内研修

- ・必要に応じて、講師による研修や中学校区と連携し、研修にあたる。
- ・毎月、職員が五つの生活目標の振り返りを行い、「子どもの生活を見つめ直す」ことで、児童の実態把握や研修を実施する。
- ・学期に1回ケース会議を行う。

中学校

①いじめ対策校内委員会

いじめ防止対策の組織を策定すること、いじめや問題事象について組織対応することが法律で定められている。時間割に組み込んだ定例会議を実施している。

奈良市に「いじめ対応教員」が設置され、組織対応の中心となること、いじめ（いじめに発展しうる対人トラブルなども含む）に関する情報の集約を担うこと、必要に応じて組織を招集し、事象について検討し判断を下すことが求められている。

名称	いじめ防止対策委員会
時限	毎週木曜日 2 限目
構成員	管理職・生徒指導主任・いじめ対応教員・学級担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー（来校日）

○ 組織設置の趣旨

名称について、いじめに「特化した」組織の編成が必要であること、未然防止に尽力すべきであること、この2点をふまえ、「いじめ防止対策委員会」とする。

構成員は上記のメンバーとする。ただし、必要に応じて関係教員にも参加してもらえよう臨機応変に対応する。

②生徒指導体制

1 事前指導（未然の予防）の原則

恒常的な指導と支援 芽を摘むことばがけ 気づきの共有と一貫した姿勢

いじめ等問題行動の未然予防は、よい集団づくりが基点であるとの観点から、互いに認め合える承認関係づくりを行う。また、些細な情報も話すことによる共有をはかり、全職員が生徒の様子や抱える問題等の状況を共有し、関わられるようにする。

2 事後指導（事象の対応）の鉄則

早期発見 迅速な対応 報告・連絡・相談の徹底と一貫した姿勢

いじめ等問題行動に対し、一貫した姿勢で対応・指導を行うため、管理職・生徒指導主事・関係教職員が集まり、状況や指導の報告・連携を迅速に行う。

個への指導と全体（集団）への指導を継続的に行い、再発防止に努めるようにする。

③教育相談体制

- 定期的に担任（場合によっては他の教員）との教育相談の時間を確保し、生徒との面談を通して、ささいなことでも教員が気付けるようにする。
- 相談室、保健室で養護教員に気軽に相談できる環境をつくる。
- スクールカウンセラーと連携して、情報共有を図る。個人情報については、適切に使う。

④外部機関及び地域との連携

○ 保護者・地域への啓発

地域との結びつきが強く、地域全体が子どもをみつめるあたたかな眼差しが行き届いている利点を生かし、PTAとの合同による立哨や見守り活動を継続的に行う。

○ 主任児童委員との連携

本校では、日常的に主任児童委員の方が学校訪問をしてくださり、生徒の現状を把握してくださっている。そのような「地域の目」を大切にし、積極的な情報の共有に努める。

○ 福祉センターとの関係づくり

福祉センターにおいて、生徒が地域の方と交流したり、福祉についての講話を聞いたりする学習活動を行っている。地域に生き、地域に育てられる者としての自覚を持たせ、生徒ひとりひとりが地域とつながっているという感覚を養う機会としたい。

○ 地域ぐるみで自己有用感を伸ばす

生徒が自尊感情を持ち、自己有用感を伸ばせるような教育活動を行う。学校行事である体育祭を、地域のイベントである「つきがせ体育祭」に参加するかたちで行い、地区対抗の競技に参加したり、こども園・小学校・保護者・地域の方々とともに遊戯をしたりと、地域の中で子どもが活躍する場面を設定している。地区対抗駅伝大会や、月ヶ瀬スポーツフェスティバルもこれに該当する。

また、「福祉フェスティバル」において、中学校生徒会が長年取り組んでいるアルミ缶回収活動の実績報告とともに、活動により得た収益金で車いすなどを寄贈するなど、中学生自らが、地域に貢献できる感覚を実感する場となっている。

○ 市教委との連携

日常的な報告とともに、連携づくりを進め、事象に対する対応との指示を仰ぐ。また、校内研修などに市教委指導主事などの講師依頼をし、学校の現況や生徒の状況について知っていただく機会を計画的に設定する。

○ 駐在所との連携

地域の特性を生かし、登下校時における駐在所長による見守り活動も継続的に行っている。また、定期的に駐在所との情報交換を行い、地域の児童生徒の実態把握をしていただくとともに、交通安全教室など、直接子どもに話をしていただく機会を設定し、命の大切さや尊さなどに関する講話を行い、連携を図っている。

⑤校内研修

○ 定期的にケース会議を行い、生徒の実態把握に努める。

○ 小学校と連携し、小中合同の児童生徒理解を行う

○ 必要に応じて、講師による研修の機会をもつ。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態について（重大事態とは）

①「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

②「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態への対処の方法について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会を通じて市長に報告する。

事実関係を明確にするための調査の実施にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういうことがあるか、どういう人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。市教育委員会又は学校は、附属機関などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

→いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査になるよう

配慮すること。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。

○いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒

の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

【自殺の背景調査における留意事項】

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証して再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

①背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査については、切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

③死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

④詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

⑤背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

⑥客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。

⑦学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

⑧亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性が
ことなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）
による自殺報道への提言や文部科学省による子どもの自殺予防に関する通達や手引き
等を参考にする。

（3）調査結果の提供及び報告について

①調査結果の提供

○市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査に
より明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。

○通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。

○情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

②調査結果の報告調査結果については、市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する
場合には、当該の児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付す
る。

※いじめ防止対策推進法の関連する条文

（学校及び学校の教職員の責務）

第 8 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等
の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、**学校全体でい
じめの防止及び早期発見に取り組むとともに**、当該学校に在籍する児童等がいじめを
受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに**対処する責務を有する**。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第 1 8 条

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止
等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資
質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

第 4 章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第 2 2 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うた
め、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他
の関係者により構成される**いじめの防止等の対策のための組織**を置くものとする。